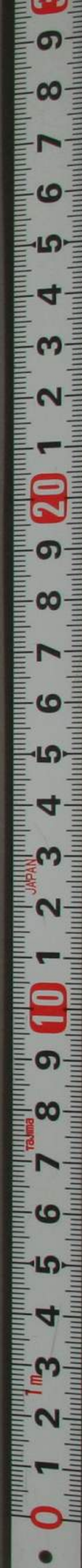


73
653
1



門 17 3
159

四季艸四之卷 秋草上

○目錄

○武家禮法之部

武家禮法

小笠原伊勢

諸禮

無禮人

陪臣無禮

當世人

故實

○人品称呼之部

公方

御臺

殿

樣

若殿

御簾中

奥樣

上樣

女房

新造

御前樣

御袋

女郎

家來

御所

○四季艸秋の卷上目錄

○一



○人體之部

月代

額隅

女假粧齒黒
抜眉

下髮

○姓名之部

姓氏差別

姓

氏

八色外姓

尸

複姓單姓

姓ニ付ル氏

假名

實名

字

童名

兵衛衛門

百官

東百官

太郎次郎

氏左衛門
右衛門
権

某内某藏
某作

小太郎又太郎

某大夫

助丞

諱

諡

又名

女名於字

○役名之部

家老年寄

城代

用人

奉行

奏者

馬廻

代官

同朋

中間侍力者
雜色

小者

右筆

藏汰師

足輕

通計六十三條

四季艸四の巻 秋草上

武家禮法之部

武家禮法

禮ハ朝廷より定め出されて天下の万民貴賤上下の品位成乱
 を失ひ多し。よきりて。平相國清盛が如き上成ふ心か
 ろよを逆臣出来り天下を乱せり。源頼朝卿平家を追
 討し天下の乱成鎮えて。外もえ君不忠有りて臣の礼成守
 るふ似きりこいど。内も奸佞の志を内をさす。日
 本國の惣追捕使と云ふ職成申受ふ。い法と成く日本國

明治四十一年七月一日
 執行弘道 氏寄贈

を奪取ウバヒするもごころにありて政改申行むるは小よ
りて。公家武家こ二つよごころぬ。かくて公家もごころり
公家礼あり。武家も武家の礼出来きり。天下の万民武威ア
成怖るウご申急し。皆その武家礼よとごころり。ご事とありぬ。
ち小自然の勢ヒなりかくて鎌倉の代ホロにむく相継て足利尊
氏公天下礼政を取行ひり。ご事とありて後。三代の將軍義満
公の世小およむて。更し武家の礼法を定めて。礼書改作ア給
む。ごご。其書ハ應仁の大乱ワシレツに紛失ツしたるご事。其ご
雜ニ拾遺ニ藤原行定作云公方義満の世ごり將軍家を公方と称
して。万事の礼法改院に御所不比一り。ご事。此時は武家の

故實を定めむとて。今川九京大夫氏頼小笠原兵庫助長秀
伊勢武藏守満忠等。小下知して。天下に侍を十一位よ分ら
せり。所謂御一族イハユル大名守護外様評定衆御供衆申次
番方國人クニカド奉公方ミナシ未男ミナシこれあり。公方の直臣ハ胎中六位よ
比たる故。叙爵の時五位あり。未男ハ無官の御家人をい
るり。然れども六位ヨロツ不準ヨロツたる形あり。其外万ヨロツれ武法改編ア
る事十二卷。これニツケを賤方カクの書と申あり。云々貞丈按し。
此説ハ誤あり。公方の称ハ義満公の時始る下あり。此下事
委タ記シ小笠原兵庫助長秀ハ。彼家タに系圖シに見えり。これバ
違タひる。今川九京大夫氏頼伊勢武藏守満忠の二人

ハ今川伊勢両家の系圖不承人形也。義満公の時如此
の人曾て無し。又將軍の家臣の階級シテ八十一位ヲを限カキらば。此
外少とあやふ。何事あり。是等之れ妄説ありて取
たり。或南朝記傳。應永三年丙子春。小笠原長秀今川
範忠伊勢貞行不仰せて。武家の禮式を定むと見え。是
長秀範忠貞行三人ととも。三家の系圖不見え。たゞ是
ハ違タガあり。雜々拾遺。是を違へるる。又
かの時作已定めらる。礼書の名。三議一統と云ふ由
れ説あり。おぼけあり。今世も三議一統といふ書何
きとも。その小笠原長秀が隨筆の當家弓法集といふ書

の發端。後人の序と續爲家門といふ一篇を作て加へ。其
序。義満公に仰ふ。小笠原兵庫助長秀今川左京大夫
氏頼伊勢武藏守滿忠三人議定して撰じ。書あるゆゑ。此
書。三議一統大雙紙と名付る由を記し。大に。是當家
弓法集を志むて。義満公の仰ふ。撰じ。後人の偽作キサク
する。是を。後人の序に。後人の偽作キサク
て付添ふ。は。當家弓法集成熟覽する。以て
ふ。私に隨筆を。見申。將軍の仰
ふ。撰じ。體ふ。私に隨筆あり。一
言。將軍の仰ふ。撰じ。書あり。

バ難じこのむべき事甚多し委たれ事と予が先年
 著したる三議一統辨といふ書に記せり。前ふもいふ
 如く。義満公の時作らるる礼書ハ。應仁の乱れ時亡ひ失
 ちりる。道照愚草伊勢六郎左衛門尉平貞順の記あり。天文永祿頃の人あり。云。殿中の
 礼節并諸人官の事。勿論昔々の御法度雖有之。猶以被
 定置訖。爲御物殿中不出の御式目ハ。應仁の一乱小紛失云
 云。此段常々汲古被仰聞しとあり。貞仍も同前し物語申
 たる由。貞遠注し置く内し在之云こと記せり。汲古ハ政所職伊勢伊勢
守平貞宗朝臣号汲古齋法名金仙寺貞頼ハ伊勢下総守貞仍後改負頼号宗五又旭拙齋貞遠ハ伊勢右京亮三人共將軍義政公の代の臣彼禮書亡び失せし事是れ知る也

小笠原 伊勢

小笠原家ハ弓馬の家にて。京都將軍家の御師範ゴシハンなるものあり。其頃弓馬ハ御當流と稱し。此家代宗ムネよりして。諸士其門
 人と成りしあり。小笠原ハ其頃節朝衆セツサシなる。年始五節
 供朝日十五日はるを仕する家にて有し。ゆゑ殿中の
 礼法の事ハハかゝるものあり。其を由も管中此
 座敷に立ぬるもの。冠婚等の礼ハ知る家とあり。然るも今
 世小笠原流と稱して。座敷に立ふもの以下教する人何れ。是
 ハ彼家の私に家風ありむ。世ハ伊勢流といふハ我家の事な
 り。予の先祖ハ代々伊勢守に任じ。政所職御所奉行をうけ

給_レり。この日、出仕し、殿中の作法を司_レぎをたたり、同氏もあまゝ有_レりて、御供衆_ニも、常_ニ將軍に御側近くめしはうを_レしあり。是よりして殿中座敷の立ぬるまひの礼の事ハ、予_ガ家_ニ傳_レりたるを、弓馬に礼法の事ハ、伊勢守_ガ司_レごりし事_ハはあ_レるんを、予_ガ家_ニあ_レて教_レる事ハ、室町殿の古例を祖述を_レるなり。

諸禮

近世諸禮_ト稱_シて人_ニ教_レる者あり。古代諸禮_トいふ名目あり。其諸禮_トいふ事を見_ルに、ま_ハ小笠原流_ト稱_シて武家座敷の立ぬる_レゆい、冠婚の禮以下、さ_レぬ_レ細事_ニ至

る_レゆい、式法を付_キ、其外官職_ニあ_レる故實、裝束、衣文の着_レ樣、歌連歌、會席の作法、式紙、短冊の書樣、蹴鞠_ノ作法、香_レの_レ樣、筆道の故實、軍礼、軍法、茶_レの湯、庖丁方、式三獻、七五三等の膳部、書院飾の法、其外種々無量の事_トを成_シ、一人_ノして教_レるゆ_ニ諸禮_トいふあり。お_レる_レ物事_ニそれ_ノの家_ニあ_レるもの_ノ形_トを、其道_トハその家_ニあ_レる_レゆ_ニ委_シる事_ハ形_トし、され_レど何の家_ト云_フ事_ハあるあり。其家_ニあ_レる_レゆ_ニ委_シてハ、其一道_ト奥義_ニ至_リが_レし。然_ルも鼠_ノの物_トを_レりち_レら_レぬ_レゆ_ニ諸道_を少_シし_レび_レか_レぬ_レゆ_ニ委_シて、一人_ノして是_を教_レるハ、何の道_トも委_シる_レゆ_ニ其_レの上_ニ皮_ノ成_レ嘗_ト

めみたるはばうりて。骨はぐと有りて味ひたるもあらず。其上家傳の說。秘事口傳あどいむ。一川と古書と合はる作事。事はしらへて。故實と偽りて。人をきくがらひぬ。ぐひ。近世はをやてそのなり。物識りて家人のことを見。腹をかへく笑ひ物なりて。賤しむまじき。物知らぬ人の。て。尊む信むをいひて。事なり。

無禮人

賤しき者貴人の前へ出て。貴人を敬まざる人あり。これ造賢人。又ハ驕者。ある事あり。然るに諂ひを人あり。とてほむる人あり。是大なる心得なきなり。礼ハ貴賤の位を乱る

は。礼為の法なり。ゆねで賤き者ハ貴人をバツリも敬まじき事ある。ふくやまはごあむ。礼を知らざる無法者。とて。犬猫も同ト者あり。貴人を敬ふ。諂ふあり。天下の大法。礼の道なり。諂ひといふハ。たゞバ貴人の鹿を指して善き馬ありと仰らる。實はこれ御馬にて候といふたぐむあり。とく辨ふべき事なり。

陪臣無禮

大名の内れ者。公方の御旗本衆を敬まら。同輩の如く。あまら。無礼なる事。近世はをなりもあら。大名の内れ者ハ。幾万石を領す。其大名の親族。家老職を勤

ることも陪臣あり。御旗本衆ハ二三百石を領する御番衆たる
や。公方の御旗本をうへて奉る歴々の士あり。役の輕さ
重なるも。祿れ多き少なるも。くらむ物にまよひなき事なり。彼
者の主人とまする大名と。御旗本衆こそ傍輩なるを。近くい
ふ。己の主人の傍輩に對して無礼をまするハ。我主人に對し
て無礼よあるなり。遠くいふ。公方の御威光にこぼ
く御旗本衆に對して無礼をす。公方は御威光を恐る
奉らざるなり。近世ハ利徳成事と。貧富を論する由也。
富者代貴び。貧者を賤しむ心よりして。貴賤の礼みざる
事なり。嘆くべき事あり。武士ハ格式をこぼ正さざる

事ある。富と貧と成以て人を上げ下おさるハ。商賣人などの
風俗なり。武士の礼おとあらは

當世人

近世武士の禮儀をこぼさる。行儀正しく。武道成忘れざる
人を。堅き人あり。當世を知らざる馬鹿者なり。まどく謗
言を交らば。不者多し。さやうあるは。どく者ハ。交らぬ
こそ幸ある

故實

故實といふ事。故ハふるにあり。實ハ事實なり。史記魯世
家の注。故實ハ故事之是者とあり。文選 卷四の注。故實

先王之道也と何ぞ。是いふへの事實を取て法とせし依
事をいふあり。温故而知新と論語を見えたり。武家の
礼法もいふへの事或手本より。今此事の時宜ふ叶ふ
様よをいふ故實と云ふあり

人品称呼之部

公方

公方コウハツと云号ハ俗説ハ足利將軍尊氏公より三代義満公ハ
公方号勅許ありと云り始ると云ふ誤あり。義満公以
前よ有し号なり。祇園執行日記抄曰。貞和六年七月廿
六日。濃州御敵責來る。近江。坂山中宿邊之間。洛中騷動。中

畧

十一月六日。去夜周濟房舍。茅右衛門藏人。自公方被討了。

参考太平記

不引け

この公方と云ハ義満公の父義詮公を指すといふ

るあり。太平記

十卷塩飽入道自害の條

ハ私の眷養より。公方の御恩

をも蒙らば云々。同書

廿五卷京勢重て南方発向の條

ハ公方の催促をも

不相待。我先小と天王寺へぞ向をる云々。又

廿五卷北野通夜物語青砥右衛門が事

を書た

ハ我身の爲りハ聊ある事をいふて。公方事ハ

千金万玉をも惜まぬ云々。是等公方といふハ皆義満公上

里も以前の事なり。其頃公方といふハ今世公儀より

不同ト意あり。將軍家を下より尊びて。公方といふハ

形也。勅許宣下あるべき号ハあり。南朝記傳。將軍御

家譜 予う家小 傳來の書 等ふ。義満公小公方号賜印。事ハ見えぬ

御臺

將軍家の御妻を御臺ダイ云事。摂政関白の御妻ハ御臺盤ダイバン所ドコロといふ。准して。將軍家の御妻をも御臺盤所といふ。御臺盤所ダイバン云云を中略して御臺所といひ。又略して御臺ダイと云ふ。膳部テンブを云ふべ。食物成盛置く所なり。今世臺所といふ。臺盤所の畧語也。人の妻を侍者ハ夫の食物を調味及ぶに事あるふりて。御臺盤所と云あり。貴人あれども。其本の職分を云ふれば。けうけうめんが爲の名なり。

殿

殿と称する事。禁中おて殿と称するハ。摂政関白より外には。いと。其外の人を表向ふ。殿と云ふ。内この私の方や。侍り。家僕も。主人の事ハ殿といふ事も。内この敬ひあり。古より有し事あり。殿ハ宮殿キヤウテンの殿おて。宮殿をかまへ居住し。ふ申殿といふ事。や。摂政関白殿。又殿と云ふ事。いふ事。神の事を大神宮ハ幡宮といふ。宮と同意あり。さ。殿と云ハ至るあり。称なり。常の人れ名。殿をけくよ。ハ分よ過る事あり。内この私に敬ひ殿といふ事。

様

様といふ事。是ハ殿とて意味違ひたる事なり。直ハ貴人の名成
指して云ふも。恐を憚る心少く様の字を加へて云ふ事也。此
き伝水草 二百三十九章 小あふ御所ごむはぬるに女房といひ。太平
記 廿七卷左兵衛督 欲討師直の條 小執事さまづの引出物して。猶殿中
ごむの事。内々兼王候へとて。齋藤粟飯原を歸しけりといへ
るたごひハ。御所むさ殿中むにあらざりふよ同ト。お母やけ
ごよ。私にぬ。何のさぬ。此はよ。上ごぬ。下ごま等も。名の下ふ
そん云ふさると一意なり。應永記。大内左京大夫義弘入道
ハ。これと思へん者共。討取御所様の御目ふかけとて。

名乗うけく戦ひたる云々。又永享四年九月。將軍義教公。富
士見にて駿河國へ下向し。多ひけず時。飛鳥井雅世卿供
奉して。富士記行を書給へず其發端。公方様富士御覽と
書出し。多へ。此頃より様といふ事。何れ。御所むさ公方む
きといふが如し。直よさ。向てい。ぬ意あり

若殿

と此人の嫡子を若殿といふ事古ハあし。若君といふ事ハ
古書に見えたり。古も若殿がらといひ。事ハあれども。是
々若き侍といふ事なり。近世ハ將軍家の御嫡子の
て。若君様といふあれば。そま。憚りて大名以下れ

嫡子を若殿といふ形を

御簾中

貴人の妻は御簾中といふ事。御簾の中はおつしほりて、
うけづゝしそ人ふ見え給えぬ意よといふあるはし。は
や古書ふは此称見おとばす

奥様

人の妻を奥様といふ事古ハあし。近世の称なり

上様

賤き者の妻は人より称しそみさるといふ事古ハ違
ひし。古ハ貴人の妻を称して上さまといひあり。女

官飭抄の奥書ハ此本前一條殿攝政殿室町殿の上き向へ志し

てよかりせしを候を寫留て候云々。又蜻川殿中日記蜻川新右衛門少尉宮道親元日記

寛正六年正月十日の條ハ御成御供同上様御供五人

貴殿北小路亭御風呂時宜具ツツサ小御成方ハ記之と見え

且貴殿とも伊勢伊勢守貞親を云あり。親元ハ貞親の被官人あり。ゆゑ貞親ハ貴殿といひたるなり。此外同記

處ハ公方の御臺所を上様と記しる事

女房

人の妻は女房といふ事いふハ妻に限らば品位よ死女の
の事とをへく女房といふハ古書を見て知るはし。
房ハつ布糸ふて。則部屋ハヤの事なり。御所おとふ奉公を系

女の品位とて女ははげしき給ちりて住居可なり。はげし
孫成かまへて居る女ある由云女房と云ふを。源平盛衰
記小。壹岐判官知康が鎌倉少く手鼓を打し事成書たる條
云。女房男房心を澄し落涙すふと多う云んり云。男房
といふ事ハある事少て古書少も曾て見えざは事あるを
ぞと。女房といふ事ハ詞のいさちひふもあふれて男房
と書きあるを。菟生惣右衛門が書けるあるはしといふ
草子云。右の盛衰記の文を引て古ハ女房といふの事ハ
或。男房といふ事も有るといへり。笑ふ事成事成。
菟生ハ隣の國ハ事成ハ委く知りあるを。我が居住す

る日本の事ハ甚うと云人よてあり。由云。云々
男房といふ事を見ればおぼろたきなり

新造

人の妻ハ事を御新造といふ事昔より云ふ事あり。蜷川殿
中日記にも見えり。江家次第小。以常住新造之數見分於
前司無實之數云。平治物語も。新造の内裏形云
云。續草庵集も將軍家新造の亭にて云。周防記小大内義
隆新造の屋形をいふと云。あど見えり。よれ人ハ妻成迎
るも。必妻の住居をづき家を新ら。造作する由云
御新造といふあり。或説ハ船成新く造りたるを新

艘として祝ふなり。是ふあざらしく云ふ所をいふるは無理
ある説なり

御前様

今世大名の家僕其主人の妻の事を御前様と云ふ昔々家
僕ふうざらげ其夫も我妻は事御前といひあや義
經記伊勢三郎義經の臣壁ふ耳をあてて聞かばやござん
やござんとおれおざらうをぞおとせぬはるかありては
ざあた系風情していうみといふ又同書大津次郎の事女ハを
とくひの腹成を急か給ていさゝぬてぞいさかけふ大
津次郎やござんといふむ々々おとせぬ云々

きつられ御前ハ皆夫が妻成とぬ詞あり。ござん御前の略語
やと云ふらとむ其夫も御前とよむ家僕ハ殊小御前
おこす詞ありといふべき事なり

御袋

人の母をおぬくろといふ事。后宮名目抄は母をぬくろお
ぬく後といふ事。母も人成袋にあぞぬ侍る事ハ胎中
其子の籠コまゐる時袋の中は有る如くみて侍バめてたれ事
ふちとぬれと申侍るなり。是又さのそ久しくといふ侍
らす云々久しくといふ昔より貞丈按ふふくろハぬとろの略
語あるは久しくといふを略してぬころとなりぬころ轉

してぬくろとある事。薩摩國の人の状。御懷
様と書て送る事あり。彼國にてハかく書あらハせるお
り。ろた書やうねる。小兒ハ母のふところこそそご物
あはれぬと。これ略轉語と見る事理。小近うらん。惣て和
語より略語轉語多し

女郎

本朝俚諺小云。白樂天詩。木蘭曾作女郎來。濱鱗露杜牧詩
は女郎捺乱送秋千。五車韻瑞北夢瑣言云。一日見一女郎。近世
女の事を女郎といふハ是等ふと多し。上臈の字依用
ハ非あり。上臈中臈下臈の品ハ女のみ不限る。なれば女

小上臈中臈下臈といふ事ハ。官女の位を上中下と
分たす名なり。賣妓の事を女郎といふも。女といふ
意あり。上臈といふ事ハ。又搜神記曰。吳餘杭
縣南有上湖。中見一婦來。年可十六七云。女郎再拜曰。既
向暮。此間大可怕。君作可計。因問女郎何姓。那得忽相聞云
云。といふ事。この文より思ふ。婦人を女郎といふを
我國の俗語ハ。あつたる事。

家來

家僕を近世ハ。あつた家來と云ふ。家來と書ハ。りろし。家來と
書たは事なり。りろし。世間通用ハ。改る。りろし。糸と

家内の
を以て

其本ハかくありと知置置^モ。但し家礼と家僕とは少
し差別ある事あり。源氏物語藤のうら葉の巻^モ。文籍
小家礼といふ事あり。何^ニのおし^ハもよく覚え
るらし云々。河海抄^小。高祖紀云。六年高祖五日一朝太公。
如家人父子禮。太公家令說太公曰。天無二日。土無二王。今
高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何。令人主拜^セ人臣云
云。此文史記高祖本紀六年小見
えと。家令ハ家老の事あり。花鳥餘情^小。家禮とて子の父
を敬ふ事あり。他人ありとて子に准して礼を以て
然バ。今の世も家礼といふ来りあり。注^ス。家礼
の二字を。史記^ハ如家人父子禮といふ文より出たる稱^ハ

るが。他人ありとて子に准して礼を以て然バ家礼とい
ふ由。花鳥餘情^小。家禮とて子の父を敬ふ事あり。他人ありとて子に准して礼を以て然バ家礼とい
て朝廷の公事故實^ハ習^ハせんが為^ニ。常に伺候し^テ子の父
成^ルややふが如く。さ^レくは^クへらる^ル人^々を。撰家^ハ
く家礼と稱を^ス。撰家^ハの事^ハ家僕も同
じ如くなれども。撰家の家僕^ハあり。武家^ハも家礼
と云ふ^ハ右に同じ。東鑑^{卷三十四}。仁治二年十一月廿七日^ノ記。小當將軍御時。関
東。射手^ハ似^セ繪^セ可^シ被^ル圖^セ之^由。有其沙汰。今日以^テ評定^之。次^ハ先
注^ス。其人^ノ數。北條陸奥掃部助。若狹前司。佐渡前司。秋田城。及
爲^ル意見者^ハ被^ル用^テ捨^テ之^{。自}京都^ハ就^テ被^ル仰^下爲^ル被^ル進^ル覽^也。而^{シテ}前^ハ武

州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否及再性沙汰是
前武州不可然之旨有御色代之故也雖致彼家禮爲本御
家人也又勤公役之上爲堪能之族依何憚可被除哉之由
遂治定云々此家禮も本ハ將軍家の御家人あるが北條家
自身を寄せて祇候人としありたる戎家礼といひしるは
右に如くあれバ家僕也家禮といハ差別ある事あるまじし今
世ハ家僕のこと戎家來といふ家禮を書違へたる形也家
禮も家僕に如く召仕ふものある申急混雜して差別な
くちしるはる

御所

將軍を御所と稱し同御父の事以大御所と稱する事ハ足利
將軍家の初代より此事あるよし今川伊豫入道了俊貞世
の難太平記中略貞氏讚岐入道殿と申其御子して大御所
錦小路殿ハ渡らるるなりと云へ貞氏の子尊氏公なり
尊氏公の子義詮公を御所といひたる申急尊氏公以大御
所と云ふなり錦小路殿といハ尊氏
の弟直義なり

人體之部

月代

さういふ剃る事古ハ貴賤とり不常よさかいたる事ありし
みち惣髪ふく頂イタキの上百會の邊ふて髻モウリを結ひ身を休むるも

さ申ひの緒ハ細く平ある組緒を以て下より上へ刀ハ柄巻たる如く菱小巻上てうらまゝ結ひ留め置りて水油ある髪をまぐ事ハあやむせ付のうらた油あざきあしむあんうづらあざの縁をりふくおくき毛ねごをバはを置ちり。髪ハキの先ハコがびして茶筌チャセンのごゆく乱して置あや。人ふとあやく氣キのをせて苦む病あれバ額ヒタの上の毛は残して頭の中を丸く剃りて其上ハ額の毛を引りけて剃たる所残隠し置あり。氣ササの逆ノボ昇ノボするふとりて其氣を漏る為よ剃るも急をりいさといふ事也。逆氣サカといふ事也。いとやや音相通するゆゑはかやれといふ事也。又其

剃りたる形。月の如く白き急急。ほそくはと云ふ事也。月白と書急急。今を月代と書あり。又軍ふ出て曹カク成キ着ふゆゑ。氣キ昇ノボして苦む人ハをかいたる然る形也。人毎り如此したるふもあらず。但しあはれと額の毛をバのこしと剃りたるあり。結城合戦古画。結城七郎氏朝が切腹の體タガキを画たる事あり。嘉吉元年。結城が頭カのかいさ剃りたる體。額の毛は残して丸く剃りたる事あり。其外古画を見る。下部シモの者あざはらうりたるも間々見えたる也。多くハそらぞら象體ゾラゾラゾラあり。玉海ツキ。月輪ツキ禪ゼン閣カク兼ケン。實公シツコウの日記。安元二年七月八日。建春門院崩御の記云。自ミ件ケン簾中時忠卿出首シラ。其鬚シラ不正カク月ツキ。代タテ太タイ見ミ苦ク而ニ

色殊ニ 示ニ 龍大臣以下云。下畧此文年 又無住法師梶原景時が書 砂石集山打聞引之 小月代のある入道とあり。又西行法師が書ふ撰集

抄。あをゆへにや川を渡る僧の近く家を出るや見えそく。月志ろあど何ぞぬこのふ見えたる云く。ハ俗の

時の月代のあとの 又太平記五の巻 大塔宮熊野落の條 小云。片岡八郎矢

田彦七あらし何つやとてとてをぬさくそとよさ。お

く。ほこの山伏あらし孫む。わかやれの何やうをれさし

云く。こもくら合せて考ふるよ。そのいれ剃る事ハ。高倉院の御代の頃より

お。あぶく志する事。は何らす。たよく。逆昇の氣

を苦くむ人。又ハ合戦の時。人ふたりて剃る事にも有て

したなり。今世の如く天下に諸人。貴賤あり。あぶくわか

剃る事。ハ。永祿天正の頃より天下戦國とあり。大

乱世より。連年合戦打は。さく。兵士ども多く

曹カフドを着て。首カクベの熱カクベを苦しみて。そのいれを剃る。額毛

残さるる。はく。あそり落し。月代も大に剃る。むろげ

く。今世の野郎ヤラウカあ。このゆへに。とあり。右の

如く。て六七十年。ぼり。経て。慶長六七年の頃。ハ。世

も太平に志シ。げ。より。は。や六七十年。む。のり。も

久く。あり。事。あれ。は。か。い。き。する。事。わ。の。げ。う。ら

世の風俗とありし申す古風不立ちへる事ありて今日
に傳ツクてたふあり。けき少も元禄寶永の頃函ハ貴賤
の中ハ古風を志シひ多クさうひハ剃ラげ惣髪トなる人も
間ニありし由老人の語ル。或聞傳ヘたり。今ハ大名の
内の者あどふ多クまシく御旗本の衆み一人
も剃ラし古へるをのいれたりたふを人ハ隱シき
し。今ハ剃ラる禮トし。そらハ或無禮トす。
是時世の變あり。礼トだふと時トとる變法あり。今
とふ公家衆も古風を守リてさかい剃ラる人ハ一人も
ありし。

額隅

額ヒ隅ミを入ル事。貝原好古ハ和事始一の卷人倫。昔ハゲ
しハ髪ハぬく物を以テ額上ニ少シし。信長
公髪ハを抜ク益ハ多ク頭の痛ハむ事ハ愁ニて剃カミ刀ヲを用ヒぬ
し。形ハ云フ。按ズる。此説信トしが。げ志シとて髪
をぬく具ハ。額の髪ハを抜ク事等。古書ハ見エざる事ハあり。
和名抄ニ。鑷ハ子ヲ見エるハ。漢語抄ヲ引ク。波奈ハ父ノ
沼岐ノ俗ニ計ケ沼岐ノあき。鼻毛ハぬくに用ヒ。あハ予
ガ古老の物語ハ聞傳ル。ハ寛永正保の頃天下ニつづふ
治マる事ハ遠クら戦國ノ餘

風残アテ。血氣の勇を好ミ腕立ウデタテ也。喧嘩口論辻切ツギキを
シテ。人々を惱オモエを以テ手柄テ少シ。處々方々に徒黨を結
ビ。何組と名付テ。江戸中ニ横行可マル者多シ。かのや川
ばら成ナリ名付テ男立オトコダテといフ。其者ども體相ニ異風イフウヲ出
シ。死シス。人々怖オソキ。少シ事成好ヨクム。而テ。顔を恐シ
ク見ミス。ん。が爲ニ。額の両方ハ毛ニ拔ヒキ。隅カドを深くぬヒ入
キ。頭部を崩クズシテ。面部オモテ少シ。顔成廣大オホシニ。青
竹アサギを火ヒニ。何ナニぶル。髪カミニ。あツテ。縮チヂミ。髪カミニ。造ツクテ。
腕背ウデセ中ナカに。どトも。文字繪ナニガキを。入イレ。墨スミニ。等ナリ事コトを。好
ミ。是コト。男立オトコダテを。ぬヒ者モノも。かの血氣の勇イサメニ。羨オソミ。額カドヲ

毛ぬヒ成ナリ。あツテ。ぎシ。ハ。男オトコニ。あツテ。可マシ。云イハテ。男立オトコダテの。やウ。ハ。を
シテ。額の毛カミぬヒ。者モノ。下シ部ベなど。小間コマ。ハ。アツ。ガ。其類世
ニ。廣ヒロク。たタ。多タ。後ノチ。みミ。其風上カゼノウヘ。へヘ。とト。うウ。はハ。のノ。がガ。りリ。テ。歴
歴レキレキのノ。たタ。人ヒトも。額カドニ。隅カドを。入イレ。事コトに。あツ。トト。ぞ

女假粧 齒黒 抜眉

女の假粧ケシヤウ。孔事コト。日本紀持統天皇六年閏五月乙未朔戊戌。
賜タマフ。沙門觀成ミヤケ。純マツ。十五匹。綿ワタ。卅サウ。屯ツ。布フ。五十端イハハチ。羨オソ。其所造ソノツク。鉛粉シロコ。と
見ミ。えエ。たりリ。鉛粉シロコ。古コ。ハ。志シ。修シユ。いイ。とト。のノ。とト。いイ。フ。今イマ。おオ。ろロ。いイ。やヤ。ハ。
ふ物モノ。形カタ。アツ。觀成ミヤケ。と云イハフ。僧始ソウジ。テ。作ツク。アツ。持統天皇チトウテンノウ。不フ。獻ケン。せセ。し
たりリ。是コト。ろロ。顔カネに。おオ。ろロ。ひヒ。付ツ。ル。事コト。始ハジ。アツ。軟カク。眉メイ。を。作ツク

る事ハ上古より何也。日本紀仲哀天皇八年秋九月紀不
愈茲國而有寶國。譬如美^ハ女之^ノ眼^ニ有^リ向津國^ニ。用^ニ麻^ニ也
見えたり。まゝいひさハ眉引^ハあり。新羅國をほめて美女
の眉引ふもくもあけり。眉引ハはゆを引る眉成
作るをいふ也。仲哀天皇の御時既ふ此^ト譬言^ハあれど其
始ハ猶^ハ前の代より此事あるはし。萬葉集^六卷^六大伴家持
初月の歌。振仰^テ而若月見者^ハ一目見^レ之^ノ人^ノ之^ノ眉引^ハ所念^ハ可聞^ク
とみえたり。三日月の形を女の眉引ふたをいふ也。
家持ハ光仁桓武の朝小仕へし人あり。和名抄容飾具小。輕粉和名閑迹。粉和名
之路岐毛能。白粉俗云波布迹。黛和名万由須美。黑齒俗云

波久路女。澤阿布良和太。あけ見えたり。和名抄ハ源順の
作也。順ハ村上天皇の時の人なり。其頃髪にゆしろい
はる。眉を作。齒よくゆめ。綿を油よむ。置る髪ふ
付る事あど専らあり。事あはれ知る事し

下髪

女の下髪^{サガミ}とて後^{ウシロ}へ髪を下^{サガ}る事。あはれも宮女の風俗あり。
女多^{ナカ}髪^{カミ}の長^{ナガ}さ成^{ナリ}称^{ナリ}する事。あはれ長^{ナガ}か髪。又中^{ナカ}中^{ナカ}かも
どを入^イる。髪は長き體^{タマ}ふやまろほふあり。天武紀
朱鳥元年秋七月乙亥庚子勅^ス小^コ婦女^ニ垂^ル髪^ヲ于^テ背^ニ猶^ハ如^シ故^ノ
と見えたり。女の垂^ル髪^ヲする事上古の風俗なり。事成

知るべきし。右は天武紀ある垂于髮背の四字をスベレモ
トハリと訓めり。今髮のゆひ様にスベレカシといふ名
阿ふハハ水ふとまるともや

姓名之部

姓氏差別

姓も氏も二字とて小ウチとてめづると。姓と氏とを差
別ある。續日本紀卷十二。聖武天皇八年十一月丙戌の紀文
ふ。賜姓命氏といふ事見たる。史記の索隱も。賜姓
命氏といふ事あり。和漢とて小姓と氏と差別ある事
なり

姓

姓ハ日本紀小。天武天皇十三年十月己卯朔詔曰。更改諸
氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。
三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。云
云。混天下万姓とて。天下の万姓を約て。八色の姓カバキふく一箇
とめよとて。いふ事あり。又此一二の次第よて。姓カバキの
尊卑区分はあり。左傳正義に。姓者所以下。以統繫百代。使不
別也とあり。此意ハ姓といふもの。子孫百代の末
小至るまでを統べたる。別の家筋よあらぬやうに。不
ふ爲る。といふ事あり。衆姓。孔子日本紀の訓古代とて

カバ子とよみ傳へたり。ウチとよみ傳へたり。歴代の國史小。賜誰某朝臣姓。或ハ賜誰某真人姓。といふ事見え多し。是れ加波祢カハネ源平藤橘の類を姓とせしむハ誤あり

氏

氏ハ源平橘藤原菅原在原清原大江三善安倍中臣齋部イムベ卜部等の類をいひたり。續日本紀卷五元明天皇和銅五年十二月乙酉。阿倍朝臣宿奈麻呂言中是阿倍氏。正宗與宿奈麻呂無異云々。續日本後紀卷三小。養和元年十二月乙未。良枝宿祢安倍氏之枝別也云々。文德實錄卷二仁壽元年九月丁亥。無品親子内親王薨。親王者仁明天皇之

女母藤原氏云々。卷十天安二年閏二月丙子。是日召會諸司別所中皇子源。每有時有於殿上落髮入道。此夜有灌頂之事。二人者。皇子之得姓者也。每有云々。右阿倍安倍藤原多治清原成氏と記せり。得姓者源氏ふ多朝尤傳正義ふ氏者所以別子孫之所出也。とあり。此意ハ氏といふ物ハ子孫の出所を別る爲ありといふ事なり。所出を別つや。きよとハ源氏と清和天皇と衆出る。平氏ハ桓武天皇より出るといふ類あり。此外其人の生國の地名を以て氏とせしむも有り。或ハ何ぞ功勞此事ありたり。其事ハ以て氏を給ふたりとあり。まづら皆其氏の因て出ふ

所あり其出不所を別けん爲に氏名なる藤氏
源氏長者といふ事ハ藤姓長者源姓
長者といふ事ハ藤源等ハ氏形也 日本紀卷廿七に天智
天皇八年十月庚申遣東宮皇太弟於藤原内大臣家授大
織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏云々此賜姓爲藤原氏
あるハ朝臣の姓ハ賜ひるなり本文ハ朝臣の二字脱
たり其證ハ續日本紀卷一ハ文武天皇二年八月戊子朔
丙午詔曰藤原朝臣所賜之姓宜令其子不比等兼之と
見えり是天智天皇の時賜姓とあるハ朝臣の姓を
賜ひるなり日本紀ハ朝臣ハ二字脱たふ事知るべし
朝臣ハ姓藤原ハ氏形也

右二箇條ハ姓氏の正義あり右の外ハ日本紀以下國史
ハ賜藤原朝臣姓或ハ賜清原真人姓とありいふ事あり
藤原清原ハ氏を承朝臣真人を姓なり氏ハ姓とて
連ねていふ時ハ言文約ハ藤原朝臣姓といふ事國史の
文例也實ハ藤原氏と朝臣姓とハ賜ふといふ事國史の
文例也右は如くにいひるなり
國史の中ハ氏と書ずれば
姓と書たる所あり是冬
本より國史の誤り又ハ傳寫の誤り又氏の号れ脱せしもあり
又姓の号脱せしと見ゆるとあり是らハ正義ハ非ず
前後ハ文例
ハ違なり

八色外姓

前ハ記したる八色の姓以外ハ王公首造直縣主村主人

伊美吉^{イミキ}、史勝部^{シトウ}、伊吉^{イキ}、阿祇奈君^{アキナキミ}、倉人^{クラヒト}なる姓あり。拾遺抄
姓名録抄等不見えたる。又姓形なき氏あり。右の両書不見
えり。

尸

中古以来の書、尸^{カバ子}字、いふ事見えざる。尸字、カバ子と云む。
ほろり、真人^{ニヒト}、朝臣^{アソシ}、宿祢^{スツメ}等の類、事なり。古代の書、
カバ字をカバ子と云む。朝臣、真人、宿祢等の事、姓^{カバ子}字、
いふ。中古以来、源平藤橘の類、誤り姓とするゆゑ、別、尸
字を用ひて、カバ子と云む。朝臣、真人、宿祢等の事、とせ
るも、誤り。上古の書、尸字を用ひたる事、曾てありし。

尸字ハカバ子と云み、死人の骸^{カバ子}の事あり。生てある人
の姓、尸の字を用ふる事、いふ。まゝあり。拾遺抄
抄等、少くも、姓の事、尸と記し、氏の事、カバ字と記したる。中古以来
の書、皆、かゝり取違へ、記したる。姓、氏録、源朝臣の條、尸主と
見えざるハ、姓主とあり。後人、誤り、尸の字、尸主と
ある。すし。上古、尸の字を用ひたる例、さうなり。

複姓 單姓

近世儒學をさるる徒、姓名、或署する。唐人の真似をし
て、複姓を省き、單姓とせざるもの多し。複姓と云ふ、二字或
單姓と云ふ、一字の藤原の原を省きて、藤某と云ふ。清原、或省
姓を、清某と記し、物部、或省なく、物某と云ふ類あり。あれ
甚非なり。古ハ我國、もと、菅原の原、或署して、菅丞相

さといひ。大江を畧さざる江帥コウノシといひ類。阿まるとも。是を私
の称めて公オホヤケの事うはあらん。或説ふ。菅原清原藤原は原
姓。大江の大字。物部の物字。小野の小字。ちとて虚字あ
るゆゑ。虚字は除る實字をとりて。單姓よかりふたり
といふまじ。大なる誤る。姓は虚字實字をど論ぢる
らば。虚字實字といふ歌のこ。單姓よかりて。うふたはと
みやうにある事あり。單姓よかりて。うふたはと
いふ事も。ねらる事なり。單姓よかりて。うふたはと
にさあえげと云ふ人あり。何ゆゑ唐人はやうにさあを
もた事う心得がき。唐人よと百里諸葛古野司馬あ
ご云ふ複姓あり。唐人あらばとて。單姓よ限たる事う

ハあらん。其上よと近世ハ藤原の原は省さる。藤某と書
るといふ。唐人らしくあり。とあり。ふみや。藤の巾冠サツカラを
除るも。藤某とかき人あり。いふ可咲ウケし事なり。はる
儒者が日本橋邊に在る宅を品川へ移して。唐へ一里近
くして悦びありといふ物語あり。まともあらば。さ
あそ唐人の衣服を着たくあり。ひくめ。さういふ剃て
麻上下着ると何れも心をあ。うと。儒者ハと
かく日本の風俗は改めて。漢風よ爲る事通癖あ
り。然まると儒者よ唐音は知らざる者多し。唐音ハ
能習ひ熟まざる事なり。唐音よ熟せざれば。漢籍をよ

みくも意義に達せざる事有り。又詩を作るに、唐音を習
ふらば、て作られたる詩ハ諷をまぬる事あり。唐音を習
ふハ大ニ學文の助けある處也

姓不附たる氏

真人の姓ハ何々の氏。朝臣の姓も何々の氏と上古より
定りあり。其定ハ拾芥抄姓名録抄等ノ部を分る記を
り。甚多き由也。今ハ畧さる

假名

假名といふを。近世には苗氏といひ。あれ假名とい
ふ事ハ昔よりある事なり。義經記頼朝義經
對面の條ハ

ある人ぞ。假名實名を尋ねて参れとて云く。假名と書
ハあやまらる。家名と書ばし。今昔物語ハ卷ハ。今ハ
昔上総守平維時朝臣といふも貞盛ノ孫なり此間字缺カ
子にミヤウカクまゐる兵なり。其郎等ノ家名ハミヤウカ。字
ハ大紀といふ者何と云く。左傳正義ハ氏を猶家といふ
を家名と書をよしとてミヤウカ。天下の武士源氏も平氏も
いづれもあり。源某平某といふ名のかつてハミヤウカ
らり。其家筋もつちがたが申あり。各其出生の地
名。或ハ領所の地名を氏の上ニ添て名のかつて。其家筋を分
るなり。さしは是れ家名といふなり。先祖ハ其家の苗

ある由ある苗氏メウジといふ。是ハ源平藤橘あぶの氏以上。又氏を複カサしたる形也。かの地名の形もち氏とあるなり。苗氏を名字と書ハ非あり。名字なりしを。姓も氏も名も。あまきハ縁ハ

實名

實名といふハ名乗あり。古代も名少しといふ。後ハ名乗といふ。實名といふ形也。後代ハ何太郎。何次郎。或ハ何右衛門。何兵衛とていふ。名少しといふ習り。多し由ある。名乗の事を實名といひしをるなり。

字

字の事。唐土少て人ごとく名とあり。字少二つだけ付あり。常々人呼喚ハ名乗をとふを不敬とて字をよぶ形也。字ハ人々たごひよとむるハ常の名なり。日本あまハ古より人ごとくに必字付る事ハ稀に多字付し人も有るあり。日本紀孝徳天皇即位之條曰。大伴長徳オホトモナガトク字馬ウマ連云々。又續日本紀卷廿一。廢帝天平寶字二年八月甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。敕曰。自今以後。宜姓中加惠美二字。禁暴勝強。止戈靜亂。故名曰押勝。朕舅之中。汝卿良尚。故字稱尚舅云々。あまハ古書不見え。疑もあき字形也。此外字付くる人

文屋康秀が字文琳。平貞文が字平仲。曾祢好忠が字曾丹の類。

たま〜ハ何ア〜^{アヤ}なり。字ハ常ハ互に〜^{アヤ}びか〜^{アヤ}名ノ事
あれども。何兵衛何右衛門なども官名なり。字とハいひ
き〜。今昔物語小字ハ大紀やいなる如きハ字ともいふべし。
何太郎何次郎など。字ともいふべし。
古書の中に名乗の事を字と記したるあり
誤る。何太郎何次郎を字と記しし多し。是も字ハ能叶ひ多
し。ハ思われ。常ハ名ある申字に似たるあり。近世
の儒者或ハ書家など。これ字をつくれども。人その字を以て常
によぶ事あるを。きいみづら。唐人のまね。或はさふの
み。その字ハ世に用
ひらきざるなり。

童名

古ハ小童よおさね名あり。つらハ名ともいふ。元服以前の
名あり。何丸何千代丸を〜云ふ名なり。是貴賤共り同

し。元服の日何太郎何次郎と名けり。實名をも付るなり。今
世ハ赤子ハ時〜。何太郎何次郎何之丞何之助等〜名付
るなり。何太郎何次郎ハ烏帽子名と〜。元服の日〜名乗
る。是古風あり。助丞等ハ官名の字なり。何きとおされ名
に當らざれども。今世の風俗を〜あし

兵衛 衛門

何兵衛何右衛門何左衛門と名ける事近世ハ風俗あり。兵衛
右衛門左衛門皆官名なり。官ハ天子〜任ぜらる〜もの
あり。私ハ官名成りぬるべき事ハあらざ。然るに永祿天正
の頃以來。大乱世の時代なり。天子ハ御威勢も衰へ〜。武士ど

この威勢盛ふ起り。無法我まふありて。我心はるをよ何
守^{カミ}何^{カミ}みある。官名をぬきみる。名のきども。天子とて
きを咎めり。小事もたなく。其はるに打捨置けり。お急^{カミ}何^{カミ}
たの年月を経るまふ。いつとある。武士の風俗と有りて。
官名^{カミ}心はるせふ。名^{カミ}のふ事とある。後^{カミ}より農民商人穢^{カミ}多^{カミ}
乞^{カミ}食^{カミ}に至るまで。何^{カミ}兵衛何^{カミ}左衛門何^{カミ}右衛門と名のふ事よふ
り来^{カミ}有り。然^{カミ}きどもと治世ふありて。守^{カミ}み頭助等此字を
憚^{カミ}り。後^{カミ}より。其中に縫殿助内藏助あども。今も猶憚^{カミ}あり
ぬとあり

百官

百官名とて。中務。式部。治部。民部。刑部。太藏。掃部。織部。主水。
外記。内記。大學。藏人。あづの。名^{カミ}付^{カミ}あり。右^{カミ}みい^{カミ}如^{カミ}く官名
をぬき。た^{カミ}る^{カミ}り。世俗よふれらる類を。百官名といひ。
何^{カミ}右衛門何^{カミ}右衛門何^{カミ}兵衛など。百官名ふあらばと心得多
る人もあり。をわ^{カミ}り^{カミ}事^{カミ}あり

東百官

東百官といひ。多^{カミ}宮^{カミ}伊織^{カミ}衛守^{カミ}小法師^{カミ}要人^{カミ}東馬^{カミ}一學^{カミ}右膳^{カミ}
左膳^{カミ}求馬^{カミ}藏主^{カミ}右門^{カミ}左門^{カミ}あづの類。此外猶多し。是等ハ相
馬^{カミ}將門^{カミ}が平新王と自称して。下総國^{カミ}小都^{カミ}を建^{カミ}く。百官^{カミ}
置^{カミ}し時の官名なりといひ。俗説の妄言あり。用^{カミ}ふ^{カミ}る^{カミ}の

らる。古事談云。將門逆乱者天慶二年十一月始披露云々。
 領東八箇國。奪官鑰。任國司。惣行除目。大臣以下文武百官
 皆以點定。但所闕者曆博士計也云々。此文をもて見れば將
 門が置し百官ハ大臣以下の諸官悉く皆朝廷の官号採用
 ひたるなり。新^タ官号を作す。ふらあら。然をどうと
 曆博士を闕^{カキ}置^ガざる。とあり。曆道は知^ルる者
 なる。ゆゑ事をかきたる。なるべし。古書に東百
 官の名付くる人ハ一人も見えぬ。是亦證と^ル。室町
 記といふ書。真字みく書て廿五卷あり。尊氏義詮義満三代の事
 を記し。卷尾に飛鳥井雅綱の跋あり。是偽書あり。事實を
 記す所實録と曾て合はず。載る所の人名東百官の名多し。室
 町殿の時代は東百官といふ名目あり。其名付たる人も

太郎次郎

昔ハ太郎次郎三郎の上。氏を添ていひしなり。源太郎
 平次郎藤三郎の類なり。源^源平^平藤^藤橘^橘橘^橘或ハ吉の三
 三枝^{三枝}清^清清原^{清原}紀^紀紀^紀文^文文屋^{文屋}善^善三善^{三善}宗^宗惟宗^{惟宗}新^新新家^{新家}氏^氏又^又此^此外^外
 の氏あやうし何也。新撰姓氏録拾遺抄姓名録抄等に見
 えり。近世ハ源氏の子に名ふ。平次郎平兵衛などいふ
 もあり。藤原氏の人ハ源三郎平四郎などいふとあり。お
 後あはく物成知らぬともあやうなる事なり。む
 か。梶原平三景時が嫡子ハ源太景季何也。此時ハ近

世のぶとくみだりふ取違ふるやうなる事ハ形し。梶原
ハ平氏ふて源太と名付る事子細何ふべし。景時ハ頼朝卿
の寵臣なるもゆゑ若頼朝卿より源の字を賜ふと源太
といひし。其事東鑑よとるす。故あやし事なるべし。
嫡子ハ太郎二男ハ二郎或ハ次郎三男ハ三郎なり。以下推て知
るべし。近世も嫡子ハ何五郎何三郎三男に何太郎何次郎
あやて。嫡庶の次第乱れし事ありむ。曾我祐成と
兄少く十郎といひ。時宗ハ弟にも五郎と名せしむるハ子
細ありて常の例ハ違ひ。事なるべし。其故ハ正一記實録
に見えざる事なるも今ハ知るがよし。

氏左衛門右衛門
権

藤左衛門ハ藤原氏の人ハ左衛門の官よりなりたる形也。藤右
衛門藤兵衛ふども推く知るべし。平左衛門源左衛門以下
其外の諸氏も同意なり。推て知るべし。亦権左衛門 権兵衛
権右衛門等
同 其権の字ハ凡諸官ハ何の官ハ人数幾人と定めあり。然
るも其官にとりて。勤方繁くて定の人数ふても。御用向
辨し難き事あまば。定の外ハ人数を増ふ。これハ權官と
いふなり。權の字を氏ふあらば。是も官名なり。

某内 某藏 某作

源氏の人ハ内舎人といふ官ふありたるを源内といふ。平氏

ハ平内といふ。藤内善内。三善氏あり其外推て知るし。此事吉田兼右卿の官職難儀に見えあり。或説し源氏の藏人クラウダの職よあるたるハ源藏といひ。平氏ハ平藏といふ。其外の氏も推て知るべしといふ。按ずるに藏人の職の中よ六位藏人といふあり。六位藏人定數四人あり。第一臈を極臈キョウラフといひ。第二臈は差次サシツギの藏人といひ。第三臈は氏藏人といひ。第四臈を新藏人と称し。右の氏藏人ハ氏を添て藤藏人源藏人ありといふ。是を藤藏源藏といふ事ハ然し。然きを右の説用ひがきし。又修理の官ハ唐名は匠作といふ。源氏の人は修理の官にありたるを源作といふ。平氏以下

も推て知べしといふ説あり。さし有牙紀やうなれど。古書よ見えはきき用ひがきし。

小太郎 又太郎

源氏の嫡子ハ源太郎あり。源太郎の子ハ小太郎なり。外の氏と同じ。熊谷次郎直實直家が子を小次郎直家といひ。河越太郎重頼が子ハ小太郎茂房といひ。たふみも知れし。又太郎といふハ小太郎の子をいふの

某大夫

源大夫平大夫といふハ源平の人ハ五位よりなりたるは。いふなり。是より大夫といふハ五位は事あり。無官の大夫敦盛と

いふて官ハあつて位をり五位不_レ高_レありゆゑあり。
何大夫と云ふも何をも抑_レれし事あり

助 丞

何之助何之丞といふ助丞の字も官名の字なり。何之進
の進も官名の字なり。源平盛衰記 卷十九佐々木馬
を取下向の條 小如法阿_レり
に草鞞置_レたる馬追て一人見え来る。高綱_レといふはげく人ぞいづく
へいふふやととて是はく_レりたる者に候が。かまふ
郡こあまの八日市へ行くものなりと答ふ。名をを_レりぬれ
といふぞと問へば男あや_レげし思む_レる。さうなりぬ_レり

うさぶ。とうくあ_レらへく問ひたり。紀之助とぞ名ので
たふとこえさ_レり。む_レりも下賤のものよ。き_レどかくの
こゆ_レく官号の字を冒_レりたるものもあ_レり。こ見え_レり

諱

貴人の御名乗れとや。御諱といふハ誤りなり。人の存生
の時れ名をを_レりて死_レたるとは。おの人の存生れ
時の名は憚_レりいみ_レりい_レん。諡をいふは宗_レと。父子たる
者も父の名をい_レり。臣もか者ハ君の名はい_レりて礼とよ_レか
あり。故_レりいみ名といふなり。此事唐の書を見え_レり。
ち_レりハ字彙も生_レ曰_レ名_レ死_レ曰_レ諱と見え_レり。是を知らぬ

一からす。たゞそ名乗ハ元服の日。烏帽子を着せ給ふ人より申受る事な衆。或ハ故ありて主人貴人の御一字代申受る事も有り。然るに今世ハ陰陽師又ハ出家をも代頼として。名乗字を反させ付るも多。かれ陰陽師出家かごともえがし親ふ當るなり。歴々の武士たる人かれらかえほし子にある事口をいし事ありげや。東見記云。名乗の反。日本ふるハ中古よりあり何と見えそり。詞花集も崇徳院仁平元年に撰ぐる。其詞花の二字を反して邪の字と反る代以て難せられくあり。日次記のどくも反の事何と見えあり。中古以来の事なり。上言ふ

て曾てのし。江家次第にも名乗切字の事見えたり。ともかゝも中古以来の事なり。

女名於字

近世の女は名小。おとめ。おさよ。あど。付る事なり。昔も如此。名きこも有り。太平記卷廿二。佐々木信胤宮方よある條。小。菊亭殿。御妻とてみめおちたがひあく。其品いやしうらで。あまのさたか女房ありきと云く。又云。おさいの局へめさしと云く。此おさいおどくし小名。今の如くおしなる付るハ何らげき。あくハ如此。名付し人もあり。

役名之部

家老 年寄

家老カヲハ家令カウの令ハ小補韻會コホウオン會ケ小廣韻コクワオンを引て命也法也といへ。命令ハ人ノ物モノ出申付デシラフつりツリなり。法ハ法度法式ホウドホウシなり。家令カウといふ役也。主人の家ウチノ法度法式ホウドホウシを司シりて人ノ物を申付シラフる役なり。家令カウの名目ハ和漢共ワカンキョウ同じ。史記シキの高祖本紀コウソホンキ小太公家令コトウカウ説ト太公曰トウコウイフとあると家老カヲの事を。日本ニッポン小太公家令コトウカウの名官位令職ナウキ負令ツク見ミえり。親王又臣下シンノウマタシノダにもも職事シヨクジの一位二位三位の家令カウハ朝廷テウテイと補ホせり。位イを給キふなり。家令カウハ二字ニジカレウカレウと讀

ひカレウ轉テてカラウカラウとなり。其詞シ付て俗ソクニ家老カヲの字ジ出デたり。家令カウの事をシよりといふ。家老カヲの字ジをシ出デるト同ト詞ジなり。

城代

畠山記ハヤシマキ上州カミシウの城代シヨウダイ大石見守オオイシミノリ憲重ケンシウ云々。河内カワチ若江ニガハの城代シヨウダイ遊佐ユサ河内守カワチノリ云々と見えり。

用人

用人ヨウジンと云ふ名目昔コトハ今世イマヨの如ナドく定サりたる役シヨクの名ナハ何ナニらカらシ。その名目ナメもナあり。東鑑トウカン卷二クワンニ 養和元年ヤウワノトシ四月シツ廿日ニニジツ條ジョウ 小遠江國コトウエノクニ浅羽アサノ庄シラ司シ宗信ムネノブ依ヨ安田ヤスダ三郎サウロウ義定ヨシサダ訴カガ雖被シテ收ト公キミ所トコロ

領謝申之旨不等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内
芝村并田所贓畢是子息即從有數尤可爲御要人之故云
云仁治二年九月七日條有臨時評定爲出羽前司
行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拜領相摸國
横山五郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也
女子類雖申子細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論云
云太平記卷三十三新田義興自害の條兵衛佐殿も竹澤も他も
殊ある思ひをなされ傍輩共も皆おのり過たる御用
人寫本よハ御用人とあり印本ふも御要人とあり有べからば悦ぶぬ者多
うりり云と見えりゆゆハ要人あるべきが家老

小引續て肝要人といふ事をなるといふ主家よ仕ふる
人貴賤れ品こそハ何れも主用なれとのありはれハ用人
といふ役のこゝ限るべからば要人とかさそ其義叶ふし
奉行
奉行ハ物を司る役なるを奉行頭人あが書と臨時に命ぜ
らるる役なりその名目ハ國史にあり

奏者

奏者の事宗五記云公方様ふてハ申次と申私にくと奏
者と申た案云々おき室町將軍の時れ事あり海人藻
效惠命僧正宣守の記云近日奉行頭人等内云次を称奏者候

傍若無人の事也。奏の字ハ限_テ天子言事也。然則関白以下諸家ノ物成申_ス者を申次と称_ス。如此事當世以外乱_ラ吹也。雖然順_ト時世_ニ可_キ得其意也。と見えたり。

馬廻

馬廻の事。此称古より有_リあり。御内書案文。永正六年。惠林院殿_{義植公}。細川右京大夫。小給む。御内書の文。就_テ今度敵出張之儀。年寄馬廻之諸侍。無_ニ無_ニ如在通被_レ及聞食候。尤以_テ神妙能_ク可有_レ褒美候也。と見えたり。

代官

代官の事。東山殿年中行事。正月十一日。小植島玄蕃助事。宇

治代官惣頭ナリとあり。是今世に代官と同トカ_レば。此外古書に君の御代官と云_フ。主君れ名代と云ふ事あり。是ハ別の事あり。

同朋

同朋の事。或説云。鹿苑院義満公幼少の時。細川頼之執事と云_フ。養育以_テ頼之の計_ニふ。法師六人。亦異體の衣服。着せ。大小刀をさ_シ。倭房と名_ケ。又童房と云_フ。何阿彌と名のらせ。色_ニ以_テたを。諸大名のあふり物と云_フ。笑_ハ。是義満公に倭人をよ_クむ事成_レ教へ奉_ラる。為_レなり。諸侍の中。小倭人あり。

侍童房ナラヒと名成付きふゆゑ、佞人ナラヒとと耻らるゝと云、本ハ童房と書たふ成、後小同朋と書せりといふなり。按ぶるに是、偽説なり。大小刀をさそ事も其時代の風よりなり。寶篋院義詮公、征夷大將軍御拜賀御参内之儀式に、供奉の行列を段々記して、其次隨身馬上隨身姓名、赤金襦の上、着小虎豹之尻鞆此間の文の太刀、滋藤弓、尻籠コオヒ負厚総シカガの尻鞆懸て、左右を分ち二行今畧之小乗也。其次御長刀二振、御同朋右同前之上着あて、馬上にて持之と見えり。義詮公ハ義満公の父なり。右の文ハ同朋あれど、義満公以前より同朋あり、事を志すは、

中間 侍力者 雑色

中間ナラヒといふハ、昔も侍中間ナラヒ小者と次第して侍小者との間あるゆゑ、中間といひ多しなり。中間昔より何ぞ古今著聞集卷十七変化之部、主殿頭光任朝臣中、父朝臣中もさして召仕ひたふ中間次郎法師磨磨普通本よ、云々、源平盛衰記卷十三熊野新宮、黒丸といふ御中間とあり、是ハ高倉宮の中間をいふ、同廿二の卷衣笠合、雑色二人ハ馬の口むらせ、中間六人ハ左右ハ腰おさせ云々、同四十五の卷内大臣被、地藏冠者といふ中間と、力法師といふ力者斬の條と云々、東鑑卷五十弘長三年八月九日の條、来十月三日、將軍

御上洛小よりりて。諸奉行を定る中カシゴ小恪勤侍サマラヒ小野寺九近大
夫入道光連。御中間信濃判官時清。御力者佐渡大夫判官
基隆とあり。是ハ中間の奉行をいふあり。太平記十七の卷
堀口貞満カブト小皇居近くあり。貞満馬より下り。曹を
奏請の條。脱ヌケで中間よりいせ云々。下學集に。健兒所コシ中間之
記云云。公方様にハ御中間とてハあく候。又云武家より雜ガク
色シキ申ハ中間より下り。馬屋の者よりあアぐり也。公家小
ハ中間を雜色と被仰候。又公方様の御雜色と申ハ。又別
て候云々。武雜書札篇小。天文二年七月六日の首クビ洋文を
記したるに。中間彦六とあり。苗氏ふし。其外侍ハ皆

苗氏を書きあり。昔も中間ハ苗氏殘名のつらとざらり。と
見也。大的體拜記より。矢取の中間直ヒタ岳タレを着るべき由見え
也。今世の中間とてハ品と終り。記者なり

小者

小者コモノハ事御成次第故實。伊勢備中守平貞イセ小云。御小者も
御輿ウチのきとほごあり候。御志やうシを持候も。御小者
久しくめつ。つをそれたる。ちと年寄たる。持候云々。宗
五記云。公方様御小者ハ六人だけ。番シありて走り候。尤候
布フ小大名衆ハ四五人より。過キ候由古き人ハ申され候
云々。永祿十一年靈陽院義昭公。朝倉義景亭へ御成之記

小御小者右の先熊若鶴若左の先梅若干若とあり。小者の名ハ何若と名付一ノ事と見也

右筆

右筆イウヒツの事筆致執る人をいふ。東鑑卷一治兼四年六月廿二日條小康清

歸路武衛遣委細御書被感仰康信之功大和判官代邦道

右筆被加御筆并御判云々又養和二年五月十二日條伏見冠者藤

原廣綱初參武衛是右筆也。馴京都者依有御尋安田三郎

被舉申之云々是等右筆とて定まらるる役も何ら物

書きたるは右筆と云るなり。今川了俊の難太平記

今年とあり。以の外ミウブケ中風氣ある間時々右筆不叶思の外

の方に筆曲ヒカる間本より此鳥の跡愈イヨク比興也と記あり。是了俊自身書く事は右筆といはるるあり。人の代筆をまぐる事を右筆也。心得るハ誤なき。筆致執る書く事を右筆といふ。今世ハ役の名とあり。或説は右筆といふハ禮記ハ右史書言といふより出たりといはる

藏法師

藏法師クラホラシの事武家にて藏を預り米穀あはれ出入イデする者を

藏法師といふ也。古ハ剃髮の者にあらるる役なるゆゑ。今世俗

人亦れども昔の名目残して藏法師と云ふなり。源平盛衰

記卷四鹿ガ酒宴の篇。師光ハ右衛門尉成景ハ右衛門尉とぞ申

けふ。信西平治の乱に討きし時。二人やとも出家して。右衛門尉入道ハ西光。右衛門尉入道も西景とて申者候。二人ながら御藏の預りて猶被召仕たり云々。東山殿年中行事に。正實房。定泉房事ハ御藏法師ナリと見えたり。

足輕

足輕の事古よりあり。源平盛衰記卷十三信連戦の條に。足輕共乱入てさぐし奉きと下知を。同卷十四三井寺合戦の條に。足輕二三百人法勝寺に北よりあり。祇園の邊まで。まゝありと在家ガイケに火を放ちあむ云々。太平記卷卅六秀詮兄弟討死の條に。楠が足輕の野伏三百人。両方の深田へ立渡りて。鏃ヤをそらへ散りて射る云々。雜談知要

一條兼良
公御作

足輕といふことの長く停止せらるる事。昔より天下のみならず。事ハ侍水とあり。が依といふ事ハ舊記おとにも志ふるる題目なり。平家のうづろといふ事をこそめば。うづろとさためし。申侍りつを。おれ度始り出來き。足輕ハ超過したる悪黨也。そのゆゑも。洛中洛外の諸社諸寺。五山十刹。公家門跡の滅亡ハうづろが所シロガ行か。敵のたてこもり。うづろん所におきて。そ力あし。さもねる所を打やぶり。何多ハ火攻めを。財寶攻め。事ハひとへりむが強盗といふ。うづろし。かゝる事。ハ前代未聞の事なり。下畧按むる。古れ足輕といふ者も。合戦の時

